

「金沢市総合治水対策の推進に関する条例の一部改正(案)について」に対する  
意見に係る金沢市の考え方について

1 募集期間

令和3年12月18日（土）～令和4年1月16日（日）

2 募集方法

メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参

3 意見数

(1)意見者数 2名

(2)意見数 2件

No	市民からの意見・要望の要旨	市の考え方(対応)
1	<p>賛成します。</p> <p>昨今の社会情勢の中、ゼロカーボン化が必要な一方で、だからといって、土砂災害を誘発してもよいことにならず、このような場所以外の例えば、耕作放棄地や屋根、駐車場(カーポート上)など、まちなか未利用地など他の方法の選択が優先されると思います。</p> <p>なお、別途、パブコメに出ている景観の観点として、例えば、東の茶屋街の裏山に太陽光パネルができると景観上、観光資源上、大きな損失になる点、景観としての規制施策についても、検討する必要があるのではないかと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>景観の観点等、本市の地域特性を踏まえた規制のあり方については、環境部局において設備の適正な立地等を促すための条例の制定も視野に、今後、検討を進めていきたいと考えております。</p>
2	<p>改正案には太陽光発電など再生可能エネルギー発電設備の設置に関する項目が新設されるようですが、住宅に近接するこのような施設はそもそも建設すべきではありません。特に平地ではなく山林を開発する計画は規制を強化、さらに言えば「禁止区域」を設けて完全に排除すべきです。どのような雨水排水対策をしようとも安全とはい切れぬもの。近年、頻発する集中豪雨などで斜面崩壊の危険性は高まっています。地質、土壌調査をしない業者による計画もあり治水対策</p>	

<p>でひとくくりにするのではなく「太陽光発電」に特化した新たな条例の早期施行を強く要望いたします。全国的にそのような条例を設置した地方自治体は多数あり、それらを参考に市民、住民の生命と財産を守るための新条例を。昨夏の静岡県熱海市で発生したような大惨事をここ金沢市で絶対に起こさないためにいち早く実現すべきです。</p>	
--	--